

違反対象物の公表制度

令和2年4月1日開始

重大な
消防法令違反の建物は
ホームページに
公表します。

徳島中央広域連合消防本部

『 違反対象物の公表制度 』

令和2年4月1日から運用開始

違反対象物の公表制度とは

建物を利用する方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防機関が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページで公表する制度です

公表の対象となる建物

消防法で「特定防火対象物」として定められている映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物が対象となります。

「特定防火対象物」については、消防法施行令別表1を御確認ください。

公表の対象となる法令違反

建物に義務付けられた次の消防用設備等が設置されていない重大な消防法令違反が公表の対象となります。

- (1) 屋内消火栓設備
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 自動火災報知設備

公表の内容

公表する内容は、次に掲げる内容となります。

- (1) 建物の名称
- (2) 建物の所在地
- (3) 違反の内容
- (4) その他消防長が必要と認める事項

公表の方法

徳島中央広域連合のホームページへ掲載します。

公表の時期

消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から30日が経過した日において、同一の違反が認められる場合に公表します。

建物関係者の皆様へ

次のような場合に建物が**重大な消防法令違反となる場合があります**ので、事前に消防署に御相談ください。

- ・ 建物を増築する、隣設建物と接続をする場合
- ・ 改築・改装で建物の窓をふさぐ、減らす等を行う場合
- ・ 壁・天井の内装を木材等の可燃性のものにする模様替えを行う場合
- ・ 特定防火対象物が新たに入居する場合 など